

# 吉賀町地域商業等支援事業費補助金

## 吉賀町は地域で頑張る小売店舗を 応援します！

対象事業に要する経費の、  
**最大1000万円、最大240万円または最大200万円補助**  
(補助対象経費の1/2または2/3です)

☆対象者・対象経費は以下のとおりです☆

対象者	対象経費	補助率・上限額
<p><b>【一般枠】</b> 吉賀町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小事業者又は個人</p>	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃及び広告宣伝費	<p>【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費及び備品リース料】 補助対象経費の1/2 【家賃及び広告宣伝費】 補助対象経費の2/3</p> <p>上限200万円</p>
<p><b>【買い物不便特別対策枠】</b> 吉賀町内において、食料品・日用品どちらも取り扱う店舗の事業承継計画又は改修・備品購入の計画を有する中小企業又は個人</p>	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃及び広告宣伝費 ※開店計画、事業承継計画を有しない場合は、改修費、備品購入費のみを対象とします。	<p>【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費及び備品リース料】 補助対象経費の1/2 【家賃及び広告宣伝費】 補助対象経費の2/3</p> <p>上限1,000万円</p>
<p><b>【開業支援特別枠】</b> 吉賀町内において小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人で、特定創業支援事業を受ける者、受けている者、又は受けた者</p>	<p>【開店又は事業承継に要する経費】 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 【特定創業支援事業の受講等に必要経費】 受講料、旅費 【特定創業支援事業の受講等の後に必要となった経費】 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費</p>	<p>【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費及び備品リース料】 補助対象経費の1/2 【家賃、広告宣伝費、受講料及び旅費】 補助対象経費の2/3</p> <p>上限240万円</p>

※1 上記の対象者の方でも条件によって補助の対象とならない場合があります。詳しくは下記お問合せ先までご確認ください。

※2 申請に関しては、吉賀町商工会の経営指導員による経営指導が必要となります。

※3 特定創業支援事業については下記お問い合わせ先までご確認ください。

**事業開始・開店前(改修、備品購入する前)**に申請していただく必要がありますので、申請をお考えの方はお早めに下記お問合せ先までご連絡下さい。

【お問合せ先】吉賀町役場産業課

〒699-5301 吉賀町柿木村柿木500-1 電話0856-79-2213 FAX0856-79-2344



# 吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金

## 吉賀町は創業にチャレンジする方を 応援します！

町内で創業する方に対し、

**創業に要する経費の一部を最大50万円補助**

(補助対象経費の1/2または2/3です)

☆対象者・対象経費は以下のとおりです☆

対象経費	補助率	交付限度額
改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃及び広告宣伝費	補助対象経費の1/2	上限50万円

### 対象者

町内で**創業の計画を有している、又は第二創業の計画を有している方**で、次の要件を満たす方。

1. 「吉賀町創業支援事業計画」に定められた特定創業支援事業による支援を受けていること。
2. 第二創業の計画を有している方は、申請日以前6ヶ月以内に事業承継を行った又は当該年度中に事業承継を行う予定で、既存事業以外の新事業を開始する方。
3. 町税を滞納していないこと。

※農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、狩猟業、漁業、金融、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、複合サービス事業、教育、学習支援業(職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業を除く)、医療、福祉(療術業を除く)、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業、風営法に規定する業種、宗教・政治・経済・文化団体など、対象外となる業種があります。

※特定創業支援事業については下記問い合わせ先までご確認ください。

**事業開始・開店前(改修、備品購入する前)**に申請していただく必要がありますので、申請をお考えの方はお早めに下記お問合せ先までご連絡下さい。

【お問合せ先】吉賀町役場産業課

〒699-5301 吉賀町柿木村柿木500-1 電話0856-79-2213 FAX0856-79-2344

◎吉賀町商工会でもご相談いただけます◎